

銚田市立旭北小学校 P T A 会 則

第 1 条 （名称及び事務所）

本会は、銚田市立旭北小学校 P T A と称し、事務所を旭北小学校におく。

第 2 条 （目 的）

本会は、心身ともに健康な児童の育成をめざし、会員相互の研修をすすめ地域の教育諸条件の整備に資することを目的とする。

第 3 条 （事務及び活動）

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 会員の研修及び親睦に関すること
- 2 学校と家庭の教育相談に関すること
- 3 児童の校外補導に関すること
- 4 学校及び地域の諸環境整備に関すること
- 5 児童の福祉を目的とする他の教育諸団体との連携に関すること
- 6 その他の目的達成に必要な事業

第 4 条 （会 員）

本会の会員は、旭北小学校の児童の父母、または、それにかわる保護者及び教職員で組織する。また、本会の趣旨に賛同するものは、入会できるものとする。

第 5 条 （役 員）

本会に次の役員をおく。

会 長	1 名
副会長	3 名
幹 事	2 名 （うち 1 名は学校教職員とする）
会 計	2 名 （うち 1 名は学校教職員とする）
監 事	3 名

第 6 条 （委員及び専門委員会）

本会に委員をおき次の専門委員会を構成し、本会事業の運営推進にあたる。

- 1 地区委員会
- 2 環境安全委員会
- 3 教養委員会
- 4 学年委員会

専門委員会とは別に、1 年生児童の父母、または、それにかわる保護者全員で家庭教育学級を組織し、委員長と副委員長をおく。

第 7 条 （役員及び委員の選出）

本会の役員及び委員は次のように選出する。

- 1 会長・副会長・会計監事は、役員選考会で選出し、総会の承認を受ける
- 2 幹事・会計は、会長が委嘱する
- 3 委員は、地区ごと・学年ごとに選出し、会長が委嘱する
- 4 専門委員会の正・副委員長は、委員の互選により選出し会長が委嘱する

第 8 条 （役員の任期）

本会の役員の期間は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員補充の場合は残留期間とする。

第 9 条 （役員の任務）

本会の役員の任務は、次のとおりである。

- 1 会長は、次の職務を行う
 - (1) 本会を代表して会務を総括管理し、運営委員会・役員会を召集し運営する
 - (2) 本会の幹事・会計を委嘱する
 - (3) 専門委員会の正・副委員長及び委員を委嘱する
 - (4) 役員会の承認を得て、本会の顧問を委嘱する
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する
- 3 幹事は、本会の庶務を担当する
- 4 会計は、本会のすべての経理を行う
- 5 会計監事は、本会経理を監査し、総会において報告する
- 6 専門委員長は各委員会を代表し、会務の執行連絡にあたる
- 7 委員は本会の企画運営にあたり、本会の事業を推進する

第 10 条 （顧問）

本会に顧問をおくことができる。顧問は会長が委嘱し、本会の諮問に応じる。顧問の任期は 1 年とし、再任をさまたげない。

第 11 条 （会議及び機能）

本会に次の決議機関をおき、会長が召集する。

- 1 総会
定期総会は年度始めに開く。ただし、必要に応じて臨時に開くことができる。
本会は、最高決議機関で、次のことを行う
 - (1) 事業報告・決算報告の承認
 - (2) 事業計画・予算案の審議
 - (3) 役員の選出・承認
 - (4) 会則の制定及び改廃の承認
 - (5) その他、この会の目的達成に必要な事項
- 2 運営委員会
本会の会長・副会長・幹事・会計・各種専門正副委員長・地区代表及び学校長をもって構成し、会長が議長となり会務の連絡・執行及び重要事項の決定を行う。
- 3 役員会
本会の会長・副会長・幹事・会計及び学校長をもって構成し、必要によって会長が召集し、議長となって緊急協議事項を協議する。
- 4 役員選考委員会
本会の地区代表各 1 名、学校代表をもって構成し、本会の会長・副会長・会計監事の選出にあたる。

第 12 条 （専門委員会の活動）

専門委員会は、次の活動を行う。

- 1 各専門委員会に、委員長・副委員長、各 1 名をおく。
- 2 委員長は、必要によって委員会を招集し、その代表となって委員会の事業の推進にあたる。
- 3 各専門委員会のおもな事業内容は、次の表のとおりである。

(1) 地区委員会	地区と学校・学級との連携体制の確立
(2) 環境安全委員会	教育環境諸条件の整備と改善

(3) 教養委員会	会員研修活動の推進（講習会・研修会他）
(5) 学年委員会	学校教育の理解と振興

（家庭教育学級委員の活動）

4 家庭教育学級委員は、次の活動を行う。

- (1) 家庭教育学級委員に、委員長 1 名、副委員長 1 名をおく。
- (2) 委員長は、必要によって委員会を召集し、その代表となって委員会の事業の推進にあたる。

家庭教育学級委員	講習会・会員研修活動 他
----------	--------------

第 13 条 （決議）

本会のすべての会議は、出席者の過半数の同意をもって可決する。可否同数の時は、議長が決める。

第 14 条 （帳簿）

本会の事務所には、会員名簿・会計簿・会計記録・その他必要な帳簿をおく。

第 15 条 （会費）

本会の会費は、会員一世帯あたり年間 9、600 円（月 800 円×12 ヶ月）とし、学校徴収金（諸会費）月別納入計画に基づき、口座振替により納めることを原則とする。ただし、必要に応じて臨時徴収することができる。

第 16 条 （会計）

本会の経費は、会費及び寄付金・補助金・その他の収入をもってあてる。
 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 17 条 （慶弔規定）

旭北小学校 P T A の会員等に対する表彰、または感謝状並びに慶弔に関する規定を、次のとおりとする。

- 1 表彰については、次の規定により表彰状、または感謝状並びに記念品を贈る。
 - (1) 本会役員の任にあつて、退任または退会した役員で特に功労のあった者。
 - (2) 4 年以上本会委員の任にあつて、退任または退会した役員で特に功労のあった者。
 - (3) 特別の善行等により、本会または、学校に対し顕著な貢献をした会員または、会員以外の者。
 - (4) 物品等の寄付等により、本会または学校の施設設備の充実に特段の尽力をした会員または会員以外の者。
- 2 慶弔については、次の規定により祝金・見舞金・弔慰金等を贈り、その意を表す。
 - (1) 会員が災害にあった場合 見舞金 5、000 円
 - (2) 会員並びに児童がけが・病氣入院 3 週間以上・自宅療養 1 か月以上、または、それらに準ずる場合 見舞金 5、000 円
 - (3) 会員死亡の場合 香料 5、000 円と花輪一基
 - (4) 児童死亡の場合 香料 5、000 円と花輪一基
- 3 教職員が転出・退職等により退会する場合には、一律一万円の餞別と記念品を贈る。
- 4 本規定の準用については、その都度、役員会を開いて協議して決める。
- 5 本規定の運営にあたっては、一切返礼を受けない。

第 18 条 （旅費）

本会の旅費の規定を次の通りとする。

- 1 市内の場合 500 円を支給する。
- 2 市外の場合 1、000 円を支給する。
- 3 県外の場合 2、000 円を支給する。

付 則

- 1 この会則は、昭和 52 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 本会の活動に必要な規定等は別に定める。
- 3 昭和 53 年 4 月 23 日 一部改正
- 4 昭和 54 年 4 月 22 日 一部改正
- 5 昭和 56 年 4 月 20 日 一部改正
- 6 昭和 61 年 4 月 19 日 一部改正
- 7 昭和 62 年 4 月 22 日 一部改正
- 8 平成 3 年 4 月 19 日 一部改正
- 9 平成 3 年 4 月 21 日 一部改正
- 10 平成 8 年 4 月 17 日 一部改正
- 11 平成 12 年 4 月 15 日 一部改正
- 12 平成 13 年 4 月 20 日 一部改正
- 13 平成 14 年 4 月 19 日 一部改正
- 14 平成 15 年 4 月 19 日 一部改正
- 15 平成 18 年 4 月 16 日 一部改正
- 16 平成 19 年 4 月 13 日 一部改正
- 17 平成 21 年 4 月 17 日 一部改正
- 18 平成 28 年 4 月 16 日 一部改正
- 19 令和 2 年 4 月 17 日 一部改正
- 20 令和 3 年 4 月 23 日 一部改正

第 15 条